

芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業委託要項

令和7年4月17日
文化庁次長決定

1. 趣 旨

我が国が世界に誇る資産である文化芸術をグローバルな水準で継承・発展させていくためには、我が国独自の文化的な土壌の中で、多様な芸術家が尊厳をもって自由に創造活動を行う環境を醸成することが必要である。

文化芸術の自主性・自律性を十分尊重するとともに、文化芸術活動の自由や創造性とのバランスも踏まえながら、芸術家等個人の能力を最大限発揮することが可能となる環境を整備するにあたっては、文化芸術の各分野において芸術家等の諸活動を支え、個々の芸術家等を越えた横断的な課題に取り組む文化芸術団体の存在と役割や機能が重要となるが、このような課題について、既に一部の団体では独自の取組が行われているものの、広く文化芸術全体における取組として波及している状況ではない。

こうした問題意識を踏まえて、芸術家等の尊厳ある創造環境向上のため文化芸術団体に求められる機能等や文化庁として取り組むべき事項について検討した「芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）では、文化庁が取り組むべき事項として、

- ①積極的な取組意欲のある文化芸術団体の取組の促進
- ②文化芸術団体や芸術家等の活動実態の調査・分析を踏まえた、効果的な取組の検討・実施
- ③文化芸術団体の組織的対応に関する参照指針の策定

などが提言された¹。

本事業では、これらの提言を行った検討会議報告を踏まえ、文化芸術団体に求められる機能の構築等を支援するとともに、文化芸術団体等の活動実態の調査・分析による効果的な取組方策の検討等を行う。

2. 委託業務の内容

- (1) 文化芸術団体に対する組織体制強化や運営機能改善の支援業務
- (2) (1) を通じた文化芸術団体や芸術家等の活動実態の調査・分析業務と、それらを踏まえた取組の効果的な促進方策の検討・提案業務
- (3) (1) 及び(2) を踏まえた、文化芸術団体の組織的対応に関する参照指針等の試案作成業務
- (4) (1) ～ (3) のほか、検討会議報告の内容を効果的に推進するために文化庁又

¹ 芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議報告（令和6年8月30日）P12以降参照。

- は文化芸術団体が取り組むべき事項の検討・提案業務
- (5) 報告書の作成業務
 - (6) その他、上記の業務実施に付随して必要な業務

3. 業務の委託先

委託先は、文化芸術に関して相当の知識を有し、下記（１）から（４）の要件を全て満たし、事業を円滑に実施することができる法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業

務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

審査要領

芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁文化経済・国際課に申し出なければならない（口頭を除く）。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の結果、審査委員の合計が5名以下となった場合は、文化庁は、審査委員の合計が5名以上となるように、新たに、審査委員を委嘱しなければならない。事業内容や事業スケジュールの都合等で、新たに、審査委員を委嘱できない場合は、審査委員の合計が3名以上となるようにする。なお、新たに、審査委員を委嘱できず、審査委員の合計が2名以下となる場合においては、競争参加者の中に前項の1号から6号のいずれかに該当する者がいた審査委員について、その関係性を有する競争参加者の審査のみを辞退することで構わないものとする。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁文化経済・国際課に報告しなければならない。

2 文化庁文化経済・国際課は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。